

# 総務常任委員会会議録

令和2年11月30日

宮古市議会

## 宮古市議会定例会令和2年11月臨時会議 総務常任委員会会議録目次

(11月30日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	5
付託事件審査(3)	5
審査終了	5

## 宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 令和2年11月30日（月曜日） 午前10時40分  
場 所 宮古市議会議場

---

○

---

### 事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第8号 宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第9号 宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第10号 宮古市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委 員 長	木 村 誠 副 委 員 長
西 村 昭 二 委 員	鳥 居 晋 委 員
竹 花 邦 彦 委 員	田 中 尚 委 員
工 藤 小 百 合 委 員	

欠席議員（なし）

---

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

（1）

総 務 部 長 中 嶋 巧 君	総 務 課 長 若 江 清 隆 君
副 主 幹 兼 渡 邊 伸 也 君	職 員 係 長

---

議会事務局出席者

事 務 局 長 下 島 野 悟	次 長 松 橋 かおる
-----------------	-------------

## 開 会

午前10時40分 開会

○委員長（松本尚美君） ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は、付託事件審査3件となります。

○

### 付託事件審査（1）議案第8号 宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） それでは、本委員会に付託された事件の審査を行います。議案第8号から議案第10号までの議案は関連がありますので、質疑は一括とし、討論、採決は議案ごとに行います。

審議に入る前に、中嶋総務部長より、議案に対する補足資料の配付と説明の申出がありましたのでこれを許可しております。資料につきましては、委員の皆様のお手元に配布をさせていただいております。

それでは説明をお願いします。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋 巧君） それでは、議案第8号から議案第10号につきまして、課長のほうから資料に基づいてご説明いたします。よろしくをお願いします。

○委員長（松本尚美君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） それでは先ほど本会議に上程いたしました議案第8号、議案第9号及び議案第10号の関係につきまして、お手元の資料、職員等の期末手当の改定について、を使ってご説明いたします。

1ページをお開き願います。議案第8号の関係につきまして、1、職員の期末手当の改定について、によりご説明いたします。人事院は、国家公務員の特別給について本年度の支給割合を0.05月引き下げる旨の勧告を去る10月7日に行ったところです。これを受け、国においては勧告どおり引き下げる関係改正法案が臨時国会に提出され先週11月27日に可決されたところです。このことから、人事院勧告の趣旨並びに地方公務員法に規定された情勢適応の原則及び均衡の原則を踏まえ、当市におきましても職員等の期末手当の支給率につきまして国に準じた改定をしようとするものでございます。当市では新市発足時から一貫して、一般職、特別職、議員の期末手当について、人事院勧告に基づいた対応をしてきているところでございます。なお、期末手当の基準日が毎年12月1日となっていることから、11月の臨時会議にご審議いただいているところでございます。

次に、（2）改定内容でございますが、一般職員の期末手当につきまして、今年度の12月期の支給割合を0.05月引下げ、年間の支給割合を2.55月にするのと同時に、令和3年度以降につきましては6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.025月引下げ、年間の支給割合を2.55月とするものでございます。会計年度任用職員の期末手当の支給割合につきましても、同様の措置を講じようとするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。議案第10号の関係につきまして、2、特別職の期末手当の改定につきましてご説明いたします。市長、副市長、教育長の期末手当の支給割合につきましても、一般職の改定内容に準じまして、今年度の12月期の支給割合を0.05月引下げ年間の支給割合を3.35月にするのと同時に、令和3年度以降につきましては6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.025月引下げ年間の支給割合を3.35月とするものでございます。

次に、議案第9号の関係でございますが、3、議員の期末手当の改定につきましても、一般職員の改定内容

に準じまして、0.05月引下げようとするものでございます。なお、今回の人事院勧告に伴う一般職特別職及び議員の期末手当の支給割合の引下げに伴う影響額でございますが、一般会計、特別会計等合わせた全体で1,347万2,000円でございます。

以上、説明といたしますよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。説明が終わりました。発言される方は議案番号を特定して発言してください。

質疑のある方は挙手願います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 委員長のほうから議案を特定してということでしたが、一括してその議案の中身が共通しているということですので、質問も一括する内容になろうかと思いますが、今回は国の人事院勧告に準じてということなんです、県内の市町村によっては国の人勤に準ずるところ、あるいは県の言わば対応を含めてそれに準ずるところと、いうふうに分かれているというお話もちらっと聞いた記憶があるんですが、それはそういうふうな実態にあるのかどうなのか、まず伺いいたします。簡単に言いますと、国の人勤に対応しないというのが県の考えだと。簡単に言わせてね。県は県の判断で今回の特別手当を支給すると。したがって、宮古市は以前から国の人事院勧告対応ということになってますので今回は0.05引き下げるといふ内容の提案をいただいているところでありますが、参考までにその実情はどうなっているのか、もしおわかりでしたらご説明いただきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務部長。

○総務課長（中嶋 巧君） 総務課長も申しましたとおり、新市からずっと市のほうは国に準じてということでやってきました。田中議員のおっしゃるとおり、県内には県人事委員会勧告に準拠するものと国に準拠するものがございます。ただ実態とすれば、国に準じているほうが今は少なくなっております。期末手当でございますが、一般職につきましては、実は県のほうに準じてるところはですね、既に4.45月になってございます。それで、今回、県に準じてきている市町村たちは、動きはなかったということでございます。過去の経緯を見ますと、田中議員はご存じだと思うんですが、前に県の人勤が相当優遇措置されたときがあったんですが、ただそれは、労働組合との交渉の中では我々はやっぱり国の準じてやるんだということで、国に準じて今まで対応してきました。そういう経緯がございます。以上です。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 過去の経緯も含めて丁寧なご説明をいただいたと思っております。なおかつ、今回は、県の人勤に準ずるところはもう既に実態として支給割合は4.45月だということから、今回は国の言わば引下げ率に対応する必要がない実態にあるという説明に伺いましたので、私の質問は以上です。

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようでありますので、これから議案第8号、宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第8号は原案可決すべきものと

決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第8号は原案可決すべきものと決定しました。

---

付託事件審査（2）議案第9号 宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第9号、宮古市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第9号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第9号は原案可決すべきものと決定しました。

---

付託事件審査（3）議案第10号 宮古市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第10号、宮古市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第10号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第10号は原案可決すべきものと決定しました。

---

○委員長（松本尚美君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。お諮りします。

本会議における議案第8号から議案第10号までの委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

説明員は退室してください。

〔説明員退室〕

○委員長（松本尚美君） 皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようであれば、これもちまして、もって総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時50分 付託審査終了



宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美